

多様な性理解促進関係課長会議設置要綱

(設置)

第1条 横須賀市人権施策推進指針に基づく多様な性理解促進の施策の推進に資するため、庁内に多様な性理解促進関係課長会議（以下「関係課長会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 関係課長会議は、多様な性理解促進に係る課題についての情報交換、対応方法等についての検討を行う。

(組織)

第3条 関係課長会議は、別表に掲げる職員を構成員として組織する。

(会長等)

第4条 関係課長会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、市長室人権・ダイバーシティ推進課長をもって充て、副会長は、会長が指名する構成員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 関係課長会議は、会長が招集する。

2 関係課長会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 関係課長会議の庶務は、市長室人権・ダイバーシティ推進課において行う。

(その他の事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、関係課長会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市長室人権・ダイバーシティ推進課長 民生局健康部保健所保健予防課長
民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課長 同児童相談課長
教育委員会事務局教育総務部生涯学習課長 教育委員会事務局学校教育
部教育研究所長 同支援教育課長